

澄んだ川を とりもどすために



戦後の急速な産業活動の拡大、人口の都市集中化にともなって、河川や海域の水質汚濁問題が全国各地で発生し、汚濁の態様も複雑化してきましたが、水質汚濁を防止し水質環境を保全するため、昭和四十五年に水質汚濁防止法が制定され、県では、工場、事業場排水の規制強化と、県内河川、海域の水質汚濁の監視調査を実施しています。

県内には菊池川、白川、緑川、球磨川の主要河川のほか、多数の中小河川がありますが、農業、工業、水産、生活用水など地域の重要な水資源として、また、峡谷、渓谷、滝など河川のでくくり出した自然美は、県民の憩いの場として利用されています。

これら県内の河川八水域、海域三水域について、行政上維持することが望ましい水質の基準である「生活環境の保全に関する環境基準（河川六、海域三ランク）」を、水域ごとの利水目的と現状水質を考慮して類型指定を行いました。なお、カドミウム、シアン、水銀等の「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての河川、海域に適用されることになっていきます。

昭和五十一年度河川水質の調査結果を環境基準と比較してみますと、人の健康の保護に関する環境基準は全水域達成しています。

生活環境の保全に関する環境基準の達成状況は、有機性汚染の主要指標である

生物化学的酸素要求量（BOD）でみますと、自然探勝等の環境を保全するため、厳しい基準を指定している菊池川、白川、緑川、球磨川各河川上流や都市排水の影響を強く受ける中小河川で達成されていません。全体的に水質は横ばいの傾向にあります。河川ごとの水質汚濁の概要は次のとおりであります。

○有明北部水域（関川、浦川、菜切川、行末川）
水質汚濁の進んでいた浦川は、工場排水の規制強化によって、かなり水質が改善されてきています。（図1）
その他の河川は環境基準を達成していません。

○菊池川水域
本川上流の木庭橋及び支川合志川の藤巻橋で環境基準を達成していませんが、中、下流では環境基準を達成しています。

○坪井川水域
本川坪井川及び支川堀川、井芹川は、熊本市を貫流する代表的な都市河川で、水質の改善がみられません。（図2）

○白川水域
本川上流や支川黒川で環境基準が達成されていませんが、中流では水質改善のきざしが見られ、下流を含め環境基準を達成しています。（図3）

環境基準を達成しています。支川加勢川、天明新川、浜戸川は、水質の改善がみられず環境基準を達成していません。

○球磨川水域
本川上流の市房ダムと中流の西瀬橋、支川川辺川で環境基準を達成していませんが、下流では環境基準を達成しています。（図4）

○その他の河川
筑後川上流の杖立は、悪化の傾向がみられ環境基準を達成していません。

水川等水域（水川、砂川、大野川）については、昭和五十二年一月二十九日に環境基準の類型指定を行い、水質保全を推進することとしました。

教良木川、桜川、湯浦川、水俣川については水質の悪化はみられません。工場、事業場の排水規制についてみる

と、水質汚濁防止法及び県の公害防止条例による届出数は、昭和五十二年三月末現在五千八百三十九（熊本市への届出数を含む。）事業場であります。このうち、一日当たり平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもので、有害物質を排出するもの合計五百五十六（熊本市を含む。）事業場について、排出水の水質基準が適用されています。特に水質保全が必要な熊本市圏、有明北部、菊池川、白川坪井川上流、球磨川、八代地先の六水域に立地する工場、事業場に対しては、県条例で、より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

排水基準の適用される工場、事業場は、排水水質について、基準違反を未然に防止するため、自主検査が義務付けられています。但し、県（熊本市内は同市）は

立入、採水検査など、工場、事業場排水の監視を実施して、水質汚濁の防止に努めています。

河川の汚濁源として、工場排水のウェイトの大きい河川では、規制の強化によって水質の改善が進んでいます。都市排水の影響を強く受ける河川では、その影響が顕著に現れてきております。工場排水については、今後も排水処理技術の開発にともなう処理の高度化、クロロズドシステムの導入などを進めてゆく必要がありますが、工場排水の規制と併行して、家庭排水対策の決め手である公共下水道の整備を、人口集中度の高い地域を中心に、計画的に進めてゆかなければなりません。国においては昭和三十八年から下水道整備計画事業が推進され、昭和五十一年度を初年度とする第四次五カ年

計画では、七兆五千億円の事業費が見込まれています。本県においても、熊本市を初め十市五町で公共下水道の整備又は計画が進められており、今後の事業の推進が期待されます。

然し、公共下水道の整備は、膨大な資金と長い期間を要するため、直ちに水質の改善につながりませんので、当面は、各家庭や排水規制の対象にならない工場事業場においても、河川水質の汚濁防止のために、(1)台所排水や事業活動にともなう排水中の固形物の除去を行うこと。(2)し尿浄化槽の維持管理を十分に行うこと。(3)ゴミを河川へ不法投棄しないこと(4)小規模畜産施設等から出るふん尿の農地還元を行い、有効利用をはかることなどが重要です。

熊本に生まれ、熊本に育ったものにとって、川は心のふるさとであり、生活に潤いを与えてくれます。祖先から受けついでた天与の資源を大事に守り、次の世代に引き継ぎたいものです。

生物化学的酸素要求量（BOD）とは：河川の水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機性酸化物とガス状に分解し、安定化するときに必要とされる酸素の量のこと。単位はPPMで表わされます。この数値が大きくなれば、その河川の水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。

PPMとは：一〇〇万分の一のこと。例えば、水銀1PPMとは、一立方メートルの水の中に水銀一グラム混入している状態を表します。（公害規制課）

